

第1章

環境施策の展開

環境目標1 自然と人との共生



生き物がすみやすく、豊かな自然が身边に感じられるまち

1-1 生き物がすめる環境を大切にする

1 健全な水循環の形成

(1) 湧水地の保全

湧水は、地域の生活や文化、生態系と深い関わりを持っており、身近な水源であるとともに、やすらぎの場として親しまれてきました。こうした湧水の保全のためには、十分な地下水が確保されなくてはなりません。このため、市では、雨水を地下に浸透させる設備や透水性舗装の整備を進めるなど、地下水を増やす取り組みを行うとともに、指定文化財等の公有地内の湧水地については、除草・清掃を行いながら保全しています。

令和6年度は、湧水地の有機塩素系化合物による汚染状況の概況を把握するために、1地点の湧水における代表的な物質のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンについて調査しました。

※詳細な調査結果については、資料編の108ページに掲載しています。

【調査結果（採水場所：わくわく田島緑地 採水日：令和6年12月10日）】

物 質 名	調査地点数	基準値超過地点数
トリクロロエチレン	1	0
テトラクロロエチレン	1	0
1,1,1-トリクロロエタン	1	0

(2) 雨水の浸透対策の推進

市では、湧水箇所の保全及び水量の確保に有効な農地の保全、自然林の保全、透水性舗装や雨水浸透*ますの設置などによる、雨水の地下水浸透性の確保を積極的に推進しています。

令和4年度も歩道整備事業の際に、雨水の地下水浸透性を確保するため、透水性舗装を施工しました。また、自然環境が持つ多様な機能を生かしたグリーンインフラの考え方を取り入れ、歩車道の雨水を地中に浸透させるレインガーデン（雨庭）の整備を進めています。そのほか、治水対策及び地下水、湧水の保全と復活のため、500m²以上の規模の開発行為を行う場合に「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」により貯留槽・浸透トレーンチの設置について指導を行っています。

【貯留槽・浸透トレーンチ設置状況】

年度	貯留槽		浸透トレーンチ	
	件数	規模	件数	規模
令和6年度（設置件数）	1	96.8 m ³	11	576.9 m ³
令和5年度（設置件数）	2	98.7 m ³	13	508.8 m ³
令和4年度（設置件数）	2	311.0 m ³	21	1,154.0 m ³

年度	開発事業件数に対する雨水流出抑制施設設置割合
令和6年度	100%
令和5年度	100%
令和4年度	100%

○透水性舗装等の推進

透水性舗装は、地中に保持された水分が蒸発することにより、通常の舗装に比べ、路面の高温化を抑制する効果があり、街路樹の育成にも良い影響を与え道路の緑化にも役立つことから、市では、歩道舗装に可能な限り、透水性舗装を行っています。

【透水性舗装状況】

年度	透水性舗装面積
令和 6 年度	263.0 m ²
令和 5 年度	181.7 m ²
令和 4 年度	371.0 m ²

2 生物の生息・生育環境の保全

(1) 雜木林の維持・管理

市では、「朝霞市みどりの基本計画」（平成28年3月改訂）により、樹林地の保全を推進しています。

斜面林については、生態系だけでなく、景観、防災面においても重要であることから、特別緑地保全地区*や保護地区*として指定しています。また、市民団体との協働による里山の再生活動などにより、その保全を図っています。

令和6年度未現在、特別緑地保全地区5地区2.0ha、保護地区24地区
77,593.96m²、保護樹木94本を指定しています。

(2) 自然を活かした水辺づくり

市では、水辺の生態系の保全や親しみやすい水辺空間の確保に努めています。

河川については、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために、河川管理者に対し協議・要望を行っています。

埼玉県では、平成24年度から、一つの川を上流から下流まで、地元自治体が実施するまちづくりなどと連携して、線的、面的に広がりを持った川の再生を行う、「川のまるごと再生プロジェクト」を開始し、黒目川が本プロジェクト選定河川となりました。

河川の地域特性を生かし自然と調和し地域住民に親しまれる川として再生するため、地域住民、埼玉県、市が協働で事業計画、利活用、維持管理等について協議検討し、平成27年度に整備が完了しました。

3 生物多様性の確保

(1) 生物多様性、生態系情報の蓄積・提供

「生物多様性」とは、様々な生物が様々な環境の中で、直接または間接的に支えあい、一方で競争しながらバランスを保って生きていることをいいます。

市では、生物多様性の大切さをご理解いただくため、市ホームページで生き物マップを公表し、生物多様性の保全の重要性についてお知らせするとともに、次代を担う子供達が身近な生き物に関心を持ち、生物多様性に対する理解を深める機会として、生き物調査を実施しており、実際に自然や生き物に触れる中で、生物多様性を守る重要性を伝えていく機会を提供しています。また年に1度、(公財)埼玉県生態系保護協会の専務理事を座長とし生物多様性市民懇談会を開催しています。

(2) 外来生物の計画的な防除

外来生物とは・・・もともと日本にいなかった生き物で、人間によって外国からもちこまれたものることをいいます。外来生物は、日本でわかっているだけでも2,000種を超えます。自然環境の中で特に問題となっているのが、侵略的な外来生物です。

特定外来生物とは・・・外来生物の中で、地域の自然に大きな影響を与え、もともといた動物や植物を脅かすおそれのあるものを侵略的外来生物といい、その中で、生態系や人の生命・身体、農林水産業等に被害を与えるものとして国が法律に基づき指定した生物を特定外来生物といい、駆除の対象としています。現在、162種類あまりの動植物が指定されています。

※外来生物はなぜいけないのか・・・

- 1 もともとその地域にいる生き物の居場所を奪ったり、食べ物の取り合いをして生態系に大きな影響を与えます。(アライグマなど)
- 2 毒をもっていたり、人をかんだりして危険があるものがいます。
(カミツキガメなど)
- 3 農作物や魚を食べてしまいます。(アライグマ、ブラックバスなど)

市内でも特定外来生物であるアライグマの被害が増えています。アライグマは、可愛らしい姿で人気が出てペットとして飼われていましたが、逃げ出したり捨てられたりして野生化し、増えたもので、元来日本にはいなかった外来（北米や中南米原産）の動物です。

市では「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、アライグマ捕獲を実施しております。

アライグマ捕獲数

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
捕獲数	112	88	76

«埼玉県内にいる代表的な特定外来生物»

アライグマ

姿はタヌキに似ているが、尾が長く、
黒色と茶褐色のしま模様となっている。
ひげが白い。



カミツキガメ

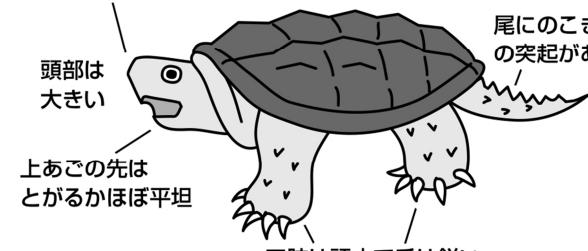
危険を感じると首をすばやくのばして
かみつこうとする

頭部は
大きい

上あごの先は
とがるかほぼ平坦

尾にのこぎり状
の突起がある

四肢は頑丈で爪は鋭い

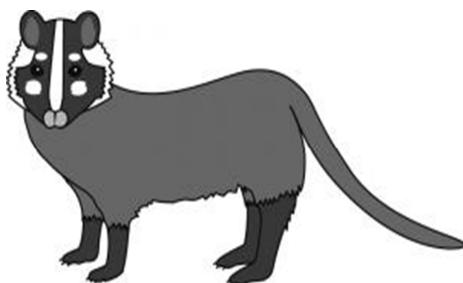


《アライグマと間違いややすい動物》

※特定外来生物ではないため、市でむやみに捕獲・駆除ができません。

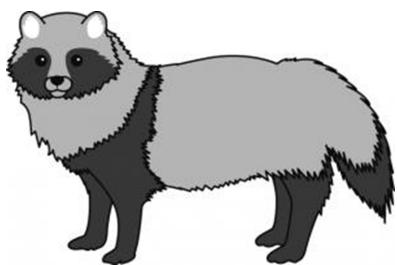
ハクビシン

鼻から頭にかけて白いたて線があり、
尾は細長く、木登りが得意である。外来生物。



タヌキ

アライグマと間違いややすいが、しっぽは太く短く、尾にしま模様がない。ひげが黒い。日本の代表的な哺乳類。



被害にあわないために注意すること

特定外来生物に限らず、野生生物により生活環境への被害が出ることがあります。被害を未然に防ぐために、次のことに注意しましょう。

・エサを与えない

故意のエサやりは、人馴れにもつながり個体数が増えてファン害も拡がるためやめましょう。また、生ごみの出し方が悪いとエサ場になることもあるため、生ごみは収集日の朝に出す（前日などに出さない）などごみ出しのルールをきちんと守るとともに、生ごみは見えないように新聞紙などに包んで捨てるなどの配慮もお願いします。

木に成る果実も放置せず収穫する、畑などの農作物も間引いたものは放置せずには片づけましょう。

・家屋の点検をする

床下や戸袋、屋根裏など、侵入できる穴があると住み着いてしまい、騒音やファン尿などによる被害になることもあります。風通しなど本来の機能を保ちながらも、金網などで物理的に塞ぐなどの対策が有効です。

・近づかない

むやみに近づいたりしないようにしましょう。万一、噛まれたりすると感染症などの危険性があります。

・拡げない

動物の遺棄は犯罪です。

ほかにもこんな生物が・・・

近年、海外から流通などの経路により、セアカゴケグモなどの特定外来生物が日本国内で発見され報道されています。

万が一、発見された場合は、市または西部環境管理事務所

（電話：049-244-1250）にご連絡ください。



1-2 みどり豊かなまちをまもり育てる

1 緑地・樹林・樹木の保全

(1) 市内に残る貴重な緑の保全

市では、市民の良好な生活環境の形成に寄与するため「朝霞市緑化推進条例」に基づき、武蔵野の原風景でもある屋敷林、社寺林やまとまりのある樹林、地域のシンボルとなる大木について、地権者の方々のご理解とご協力をいただき、平成元年より保護地区・保護樹木として指定し、緑地の保護・保全に努めています。

また、同条例に基づき、市長の諮問機関として「朝霞市緑化推進会議」を設置し、緑地の保護及び緑化の推進を図っています。

【保護地区及び保護樹木】

年度	市内全域における緑被面積※	保護地区数	保護地区面積	保護樹木数
令和6年度	未調査	24 地区	77,593.96 m ²	94 本
令和5年度	34.8%	25 地区	78,555.96 m ²	95 本
令和4年度	未調査	27 地区	83,412.96 m ²	93 本

※緑被率は、5年に一度調査する緑被面積調査により割合を出しています。

(参考：平成30年度 36.1 %)

(2) 市民との協働による公園・広場・道路の利活用

市では、平成24年7月に、国による宿舎予定地跡地の現状回復工事が完了したことから、暫定的に市民が利用できるよう、関東財務局と管理委託契約を締結し、平成24年11月より基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」を市民との協働によりオープンしました。

この「朝霞の森」は、市民のみなさんと一緒に「使いながらつくる、つくりながら考える広場」として、市民中心の管理運営に取り組んでいます。

また、令和2年2月に、市役所前（はじまりのケヤキ）を起点として南口広場までの延長約800mに及ぶ広幅員の緑道としてシンボルロードを整備しました。

(3) 緑地の公有地化

市では、緑地を公有地化することで公共緑地を増やし、永続的な緑地の保全に努めています。また、市民の憩いとやすらぎの場となる都市公園を確保し、良好な生活環境の向上を図るため、街区公園の整備を進めています。

(令和7年3月31日現在)

都 市 公 園 【44箇所 308,746.40 m ² 】	街 区 公 園	83,250.44 m ²
	歴 史 公 園	15,371.76 m ²
	近 隣 公 園	41,898.30 m ²
	地 区 公 園	143,953.01 m ²
	都 市 緑 地	24,272.89 m ²
児 童 遊 園 地 【83箇所 28,009.27 m ² 】	公 有 地	15,055.46 m ²
	民 有 地	12,953.81 m ²
公 的 緑 地 【12箇所 35,600.98 m ² 】	朝志ヶ丘緑地	2,036.26 m ²
	宮 戸 緑 地	5,471.39 m ²
	宮戸三丁目緑地	78.00 m ²
	宮戸四丁目緑地	396.00 m ²
	岡 緑 地	4,299.65 m ²
	代 官 水 緑 地	3,808.04 m ² (民有地 105.21 m ² 含む)
	田 島 緑 地	3,000.00 m ²
	根岸台八丁目緑地	9,079.94 m ² (民有地 4,658.26 m ² 含む)
	向 山 緑 地	70.02 m ²
	公 団 前 緑 地	49.18 m ²
	新 屋 敷 緑 地	3,048.28 m ²
	(仮称)稻荷山緑地	4,264.22 m ²

1人当たりの公園面積（公園面積／人口）	
令和6年度	2.12 m ²
令和5年度	2.12 m ²
令和4年度	2.14 m ²

(4) 公園・緑地の確保

市では、良好な生活環境の向上を図るため、市民の憩いとやすらぎの場となる都市公園等を整備しています。

公園施設を安全で快適に利用していただくため、令和6年度は、都市公園及び児童遊園地の施設の整備・改修工事を22件実施しました。

また、防災・減災や地域づくり、生物生息空間の場の提供など、複数の課題の解決を目指すため、自然環境が持っている様々な機能（生物多様性、良好な景観をつくる、気温上昇を抑制する等）をインフラ整備の中で積極的に活用するグリーンインフラを取り入れた公園・緑地・道路及び歩道の整備を行っています。

西久保公園



代官水特別緑地保全地区



宮戸特別緑地保全地区



郷戸特別緑地保全地区



○ オープンスペース*の確保

市では、市民生活の安全とゆとりのあるまちづくりを進めるためだけではなく、障がい者の生活圏の拡大と社会参加の促進及び利用者の利便性の向上を図るため、オープンスペースやユニバーサルデザイン*を取り入れたまちづくりに努めています。

○ 街路樹の整備

市では、事業認可を受けて事業を進めている都市計画道路（岡通線・駅東通線）の整備に際し、街路樹の植栽等、都市計画道路の緑化を推進していきます。

2 農地の保全と活用

(1) 環境保全型農業の推進

農業の健全な発展と環境の保全に資するため、農業用廃プラスチック等収集処理運営協議会に対し補助金を交付し、農薬の空き缶・空きびん・マルチビニール等の回収・処理を行う環境保全型農業を推進しています。令和6年度は、延べ116戸の農家より、空き缶162個・空きびん27個・プラスチック容器2,313個・塩化ビニール32.3kg・ポリエチレン類3,111.6kgの回収・処理を行いました。

安全な地場農産物の供給及び土壌の通気性・保水性の改善や化学肥料の過剰投入による環境への負荷の軽減等を図るため、環境保全型農業に有効な有機質肥料及び資機材の購入に対して補助を行いました。令和6年度は有機質肥料199件142,355kg、資機材8件31個の補助を行いました。

(2) 市民農園や農業体験の充実

市では、余暇の増大や価値観の多様化に伴い、農業者以外の市民が野菜や花等を栽培し、自然と触れ合いたいとの要望に応えるとともに、都市農業に対する理解を深め、地域農業の活性化と遊休農地の利用促進を図るために市民農園を設置し管理しています。なお、令和7年3月31日現在では、6農園・450区画11,078m²となっており、利用率は100%でした。

また、農業に親しむ環境を作り、農業に対する理解を促すため、市内農業者の協力のもと年5回の農業体験を実施しています。令和6年度の参加者数は319組・972名でした。

(3) 生産緑地地区及び特定生産緑地の指定

市では、生産緑地地区の追加指定を行っています。生産緑地地区とは、市街化区域内の農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、生産緑地法に基づき都市計画に定める農地等をいいます。令和7年3月31日現在、市の生産緑地地区は214地区、約64.20haとなっています。令和6年度は1地区を解除いたしました。

また、指定から30年経過する生産緑地について、さらに10年延期する特定生産緑地の指定も併せて行っています。

(4) 市街化調整区域の農地の保全

黒目川や新河岸川沿いの市街化調整区域のまとまった農地は、都市部の貴重な生産地であり、景観形成、雨水浸透機能、遊水機能等の役割を有していることから、継続して保全に努めます。

3 都市の緑化

(1) 公共施設の緑化

市では、「朝霞市みどりの基本計画」との連携を図り、公共施設の建設・改修の際には植栽地を確保するなど、市内の公共施設の景観向上を図るとともに、市民の緑とのふれあいの機会を増やすために緑化を推進しています。既存の緑を残していくためにボランティア団体の登録を行っており、令和6年度では、公園や緑地内の清掃等を行う公園・緑地管理ボランティア団体が24団体、市管理道路の区域内における道路清掃等を行う道路美化活動団体が24団体、ご登録していただいている。

令和6年度の屋上緑化及び壁面緑化・緑のカーテン設置施設は下表のとおりです。

屋上緑化*設置施設	面積	屋上緑化*設置施設	面積
市役所本庁舎	216.00m ²	朝霞第一中学校	544.52m ²
朝霞市斎場	30.00m ²	朝霞第四小学校	1,232.55m ²
溝沼複合施設	235.87m ²	朝霞第五小学校	485.80m ²
宮戸保育園	80.00m ²	朝霞第七小学校	100.00m ²
仲町保育園	120.00m ²	根岸台市民センター	77.60m ²
朝霞駅南口原動機付 自転車駐車場	111.00m ²	膝折市民センター	185.00m ²
中央公民館	65.00m ²	泉水浄水場第3配水池	1,100.00m ²

壁面緑化*・緑のカーテン* 設置施設	面積	壁面緑化*・緑のカーテン* 設置施設	面積
市役所本庁舎	117.00m ²	中央公民館	153.60m ²
内間木支所	12.00m ²	西朝霞公民館	59.40m ²
浜崎保育園	1.00m ²	南朝霞公民館	40.30m ²
東朝霞保育園	6.00m ²	北朝霞公民館	10.24m ²
溝沼保育園	4.64m ²	内間木公民館	46.60m ²
根岸台保育園	18.00m ²	朝霞第四小学校	506.28m ²
北朝霞保育園	16.20m ²	朝霞第五小学校	386.48m ²
栄町保育園	6.00m ²	朝霞第六小学校	32.76m ²
泉水保育園	1.00m ²	朝霞第八小学校	109.00m ²
さくら保育園	12.00m ²	朝霞第九小学校	64.68m ²
きたはら児童館	3.78m ²	総合体育館	54.00m ²
保健センター	16.00m ²		

(2) 住宅地・民間施設の緑化

安全かつ安心で快適な住環境の整備の推進を図り、住みよいまちづくりの実現を目指すため、本市では、建築行為や開発行為等を行う者に対し、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づく緑化の技術基準で、敷地及び建物の緑化に関する指導を行っています。

また、生け垣等（平成30年度から緑化フェンスも補助対象に追加）は良好な生活環境の形成に寄与するため、生け垣等の新設や既設塀を撤去して生け垣等を設置する場合、必要な費用の一部を補助しています。この生け垣等設置奨励補助制度は平成18年度より実施し、令和6年度までに累計559.6mの補助を行いました。

4 緑豊かな景観の形成

(1) 親水空間の保全と創出（水とのふれあい）

市では、水に親しみやすい空間を創出し、景観の向上や、河川が本来有している生物の生息環境を保全・創出するため、河川管理者との協議により、多自然川づくりと、水と緑のネットワーク、緑道・遊歩道の創出に努めています。

令和6年度は河川の定期的な除草を実施しました。

また、自然環境が持つ多様な機能を生かしたグリーンインフラの考え方を取り入れ、水辺の花と緑を楽しみ、木洩れ日の下で集い憩う庁舎前広場（花の池テラス）の整備を実施しました。

(2) うるおいのある景観づくり

近年、都市・自然景観に対する市民の意識は次第に高まってきており、美しい風景や快適な生活を誰もが実感できるような景観づくりを求めるようになってきています。

良好な景観の保全や創出は、都市全体の魅力を高めることから、地域の実情に即したより良い景観づくりに向けた取り組みが全国各地で行われています。

市では、総合的・計画的に良好な景観づくりを進めていくため、平成27年5月に景観法に基づく景観行政団体になり、朝霞市景観計画を定め、平成28年4月に施行しました。

令和6年度は、景観計画による建築物の建築等を行う際の届け出制度により34件の届出があり、景観づくり基準に基づく景観誘導を図りました。

事業認可を受けて事業を進めている都市計画道路（岡通線・駅東通線）の整備に際し、街路樹の植栽等、都市計画道路の緑化に際してグリーンインフラの考え方を取り入れた道路整備を推進していきます。

(3) 史跡・文化財等の保全と活用

市の環境を構成する要素として、歴史的景観の保全を欠かすことはできません。市内には、旧石器時代からの遺跡が数多く分布し、広沢の池や柊塚古墳等の史跡があります。また、江戸時代の農家建築である旧高橋家住宅や、川越街道の宿場町であった膝折宿の名残なども見られます。

市では、史跡・文化財の保護・保全を図り、さらにそれらの活用に努めています。

① 史跡の保護・保全

・県指定史跡「柊塚古墳」保存活用事業

県指定史跡「柊塚古墳」の保存と活用を図り、郷土の歴史と文化への関心を高め、身近に文化財とふれあえる施設として「柊塚古墳歴史広場」を整備し公開しています。可能な限り樹木を残すことで文化財と緑地との共存を図り、敷地内の清掃・緑地の除草・樹木の剪定などの管理を行っています。

・市指定天然記念物「湧水代官水」保存活用事業

市指定天然記念物「湧水代官水」の保全と活用を図り、湧水と周囲の自然環境にふれあえる場所として整備し公開しています。湧水の状況確認のため水質検査を実施している他、周囲の雑木林の樹木剪定・除草などの管理を行っています。

・市指定史跡「二本松」保存管理事業

市指定史跡「二本松」の保存を図り、指定地内の松や低木の剪定などの管理を行っています。

・市指定史跡「広沢の池」保存管理事業

市指定史跡「広沢の池」の保全を図り、湧水の減少への対応として渴水期に毎分約800ℓの井戸水を補給している他、池周縁部の樹木剪定・除草・清掃などの管理を行っています。

② 文化財の保護・保全

・重要文化財「旧高橋家住宅」保存活用事業

重要文化財「旧高橋家住宅」の保存と活用を図り、郷土の歴史と文化への関心を高め、身近に文化財とふれあえる場所として整備し公開しています。江戸時代中期の農家の生活形態を今に伝えるとともに、屋敷林・雑木林など周囲の自然環境とあわせて、江戸時代当時の武蔵野の農家景観の保全に努めています。年中行事の展示や体験学習などを実施し活用を図っている他、屋敷林・雑木林などの自然環境の管理に努めています。管理・活用には、ボランティアにご協力いただいています。

令和6年度は、畑を利用したさつまいも掘りやさといも掘りといった農業体験などの事業を実施し、11,930人が来園しました。

・一般文化財の保存・活用事業

文化財の保護と啓発活動の進展を図るため、文化財保護団体の運営費等に助成を行っています。令和6年度には3団体に補助金を交付しました。

・埋蔵文化財の保存・活用事業

埋蔵文化財の保護を図るため、確認調査及び発掘調査を実施しています。あわせて資料の整理を行い、調査報告書を刊行しています。令和6年度は、73件の確認調査、4件の発掘調査を実施しました。

また、埋蔵文化財の保存と活用を図るため、「埋蔵文化財センター」で資料整理作業及び資料の公開・展示を行っています。